

ベーシック・インカム構想の可能性

ベーシック・インカム構想（以後 BI とする）は今のところ所得保障制度の問題であり、一方のワークフェアは、長期失業者への就労支援の社会サービス（トランポリン）と福祉、所得保障を含む社会政策の全体系である。

にもかかわらず BI がワークフェアと対比的に論じられるのは、福祉国家が抱える二つの限界に対する有効な政策対応と考える事ができるからであろう。

福祉国家の限界とは、一つは「福祉国家のジレンマ¹」と表現される、経済的不平等を是正する福祉給付が、福祉受給者に対する社会からの「非承認」「スティグマ」を産むという逆説状況（ジレンマ）だが、BI はミーンズテスト無き給付、選別の無い無条件の給付、イギリスの社会給付の延長上にある最も進んだ給付制度と考える事ができる。

限界の二つ目は「財政肥大」だが、BI は現在の行財政のシステムを前提にして財源を求めているので、現時点での福祉国家の財政改革、シンプル化を余儀なくして「財政肥大」の構造を頭かにせざるを得ないと期待がよせられている²。

西欧福祉国家群、EU の社会政策はこの二つの限界を前にワークフェアへと向かい、雇用政策（職業教育等）、所得保障、社会サービス（医療保健福祉等）の三政策分野の一体的（三位一体）改革の最中である。その中核に置かれる所得保障制度を、ベーシック・インカム類似の制度で置き換える事ができれば、ワークフェアとベーシック・インカムはその対立点である労働参加、その焦点を巡って互いのすり合わせは可能である。

下記に BI 構想の可能性を考える。

(1) 財政構造のシンプル化

BI は国民から国家への納付、国家からの給付、サービスの勘定について、税制度によるもの（各種控除、税負担）と社会保障給付関連（社会保険料、分担金と手当、サービス給付等）を一元的に管理する事によって一人8万円弱の給付可能と算出されている。これが BI の財源問題である。そのためこの構想は行財政システムのシンプル化を求めて、各種国民統計のデータの精査が求められ、行財政の透明化が前提になると思われる。

にも拘らず増税を求めるのでは BI 導入のメリットは消滅する。

① 福祉国家財政構造の肥大

福祉国家財政の肥大、福祉国家の揺らぎが指摘された頃は、東西冷戦の最中であった。当時、経済学全般へのマルクス経済学の圧倒的な影響下で、福祉国家体制は社会主義への過渡的な国家像としての捉え方が主流であった。しかしフローラインデックスで知られているペーター・フローラは、福祉国家の財政肥大について下記の独自の見解を述べている。

¹ 山森亮 「福祉国家への視座」 P109 ミネルヴァ書房 2000年1月

² トニー・パシフィック著 武川正吾 菊池英明訳『自由と保証』 P29 2005年5月

「福祉国家は、工業化がうみだす国民各階層の「不安定とニーズ」に対応して、「全住民にライフチャンス（生活機会）の分配と安定に影響力を行使する」システムと指摘する。

福祉国家は国民の「不安定とニーズ」に対応して新しい立法を重ねつつ、法律によって財・サービスの給付を行い、新たな既得権益、既得権益集団を作り出すとの指摘である³。この理解は社会保障分野に限らず、経済政策、社会インフラ整備関連の行財政（原発誘致関連予算等）、その他新しい政策目標の設定やそれを巡る主張にも当てはまると思われる。

新しい法律による新しい既得権益集団の誕生は、利害関係諸団体間の葛藤を生じ、大衆民主主義的な争いを生じるので、その調整には利得の上乗せによらざるを得ない。ここに福祉国家の財政肥大は資本主義的市場経済と大衆民主主義に依拠しているとされる。かくてさまざまな財政技術を駆使してそれぞれの団体間に与えられる利得の構造は複雑とならざるを得ず、福祉国家の財政肥大は必然的、構造的であるという。

この理解に立てば、福祉国家において政府（地方、中央を問わず）対個人の勘定を税制、社会保障給付を一元的に行なうベーシック・インカムは、その給付水準の算定、財源を巡って、各政策（社会保障、産業振興等）の対象集団（利益集団）を特定するなど、既得権益の偏在を見えやすくするであろう。また諸統計のベースを整えて政策の費用対効果、年金資金等運用の動向、政策決定、実施場面の透明性を促進するなど、財政の透明化、シンプル化が強制されざるを得ない構想でもあろう。

※トニー・フィッツパトリックの指摘

福祉国家の祖と言うべきベヴァリッジの国イギリスにおいて社会保障を論じているトニー・フィッツパトリックは、武川正吾 菊池英明訳の『自由と保証』において、「ベーシック・インカムがどのような特性、意義、効果をもつかは、ベーシック・インカムが実現されるイデオロギー的社会環境がどのような性質によって異なってくる⁴」と指摘している。

この指摘の意味するところは、所得保障制度はその制度単独ではその政策効果は不明であって、どのような社会システム、どのような哲学の下で使われるのかにより、その効果、特性は異なってくるという事であろう。さらに「金銭移転（金銭給付）についての議論はすべて、間接的な形をとる福祉に敏感でなければならない。⁵」「ベーシック・インカムが隠れた福祉国家（少なくとも隠れた所得移転システムを）を白日の下に曝そうと挑んでいる。」と指摘している。

この指摘は極めて重大であり、所得が低い故に支給されるのではないところの「垂直的再配分以外の、税法上の優遇や各種補助金、手当金」として行われる金銭給付、その実体を明らかにしようとする挑戦しているとの指摘である。つまり BI は我が国の財政全体の構造、

³ 毛利健三 『社会保障の新潮流』西歐的福祉国家の歴史と現状—ペーター・フローラ P257 有斐閣 1995年2月

⁴ トニー・パシフィック著 武川正吾 菊池英明訳『自由と保証』P5 2005年5月

⁵ 同上 P29

たとえば原発推進にかかわる自治体への利益便宜等の諸経費やこれと類似の補助金、税制上の優遇の構造と言う全体像を、白日の下に晒そうと挑戦するものと理解される。

② 制度と利用者、執行側への影響

公的年金制度等の現制度では国と国民個人との勘定関係が問われることはなかったの
で、一部現場の公務員等による使途不明の流れ、個人的流用でさえも表にでにくい構造で
あった。しかしベーシック・インカムはその給付水準を決定するにあたり、政府と国民と
の勘定を算出する事が不可欠なため、個人にとっても行政担当側にとっても、制度に対す
る緊張関係が生じて、制度の不備、腐敗、不正等の防止、発見に結びつくと思われる。

また給付を巡ってミーンズテストなどの調査、選別がないので、複雑で高度な専門知識
を要しないところから、専門家、政策執行側に権力を集中せず、分かりやすい制度として
利用者国民と制度との距離が狭まると思われる。

③ 社会保障制度へ全般への影響

i) ベーシック・インカムは、社会保障制度全般の中で、所得保障以外の他の社会サービ
スの利用分担金、社会保険税を担保できる現金給付なので、社会サービス供給を社会保険
システムとして実施するならば、不可避免的に社会政策全体の中心に位置して、そのあり方
を左右するであろう。BI の導入は社会制度全般の改革を引き起こすであろう。

ii) 国民（子供も含む）に同一の金銭給付をするということは、貧困者にとっては最低生
活保障されるので、BI は事実上の普遍的な公的扶助、貧困対策の機能をもつ。

(2) 福祉利用者へのスティグマ、「非承認」を解消する

BI は、給付に際して条件をつけず「資産調査（ミーンズテスト）」を撤廃した給付なの
で、受給者に対する社会的な「非承認」や「スティグマ」等マイナスのラベリングが生じ
にくい、福祉国家のジレンマを軽減あるいは解消に導く給付形式と考えられる、イギリス
の社会手当の延長上の福祉受給者へのスティグマを解消する制度として期待される。
(当ホームページの[アファーマティブ・アクションから見る福祉制度を参照](#))

(3) ベーシック・インカムへの批判と検討課題

上記の BI 構想には福祉国家政策が抱える二つの限界を越える制度として期待が集まる
一方で、いまだ政策として実行した政府の無い幻の構想であり、検討点が多々指摘される。

批判点

- ① この構想への大方の批判は、この制度が労働せずに、自動的に金銭給付される制度
である為に、給付される側にとって、労働へのインセンティブが働かず、モラルハ
ザード、フリーライダー問題が避けられないだろうという点に集まっている。
(当ホームページの[「ベーシック・インカムの理念的根拠」参照](#))

- ② 利用者の意思、生活実態と関係なく一定額を支払う、利用者の諸条件によって給付額が影響を受けない制度なので、ベーシック・インカムはプライバシーを侵さない反面、利用者の自己決定の余地が無い制度と思われる。

検討課題

- ③ この大規模な給付をどの規模の政府で行うのか、マクロ経済への影響、グローバル経済との関係を予測する事が必要である。

(BIの財源は現在の行財政上の歳入、歳出の構造を前提に確保するものであり、理論上は税、社会保障給付の一元化という構成上、マクロ経済への影響はシンプルになると思われる。しかし一元的に行う大規模な所得移転が、現実に動いている国民経済、グローバル経済の中で、どのようなミクロの影響を引き起こすのか、家計の消費行動に及ぼす影響、その波及効果は検討が必要であろう。)

- ④ 生産の三要素のうちの一つである労働力への影響が注目されると思われる。次世代の育成や技術革新のためのマンパワーの質の確保については、BIが自国民の生きる力(思惟し、行動する力)、ケイパビリティを傷める貧困への実効性ある政策となれば、その影響として国民のマンパワーの充実を呼びこむであろう。
- ⑤ グローバリゼーションの世界経済との関係において、この給付を以て社会サービス(医療介護保育等)の基幹部分を賄い、国民のライフライン(電気、水道、通信、食糧)の消費を賄う事による、「インフラの充実」などは、グローバリゼーションに対峙し、同時に緩衝システムとなる、一定の国内市場の自律的運営の基盤となるであろう。
- ⑥ 同じくグローバリゼーションの世界経済との関係において、社会保障制度の水準、安全な社会などが呼びこむ海外からの労働力の流入、外国資本の投資意欲への影響についても、長期的展望を検討する事が求められるであろう

この中で、検討点の③から⑥までについては、グローバリゼーションと言う人類が初めて経験する新しい経済構造の中で、どのような文化、地域性に根差した経済と国民生活をイメージするのか、その理念の間われる所であろう。